

令和8年度 大船渡市若者・移住者空き家取得奨励金のご案内

市では、若者世代や移住者の住宅取得を支援することにより、空き家の利活用を促進し良好な生活環境の保全を図るため、空き家バンクを利用して売買契約が成立した若者世代又は岩手県外からの移住者で一定の要件を満たす方に対し、予算の範囲内で奨励金を交付します。

対象者

大船渡市空き家バンクの利用希望登録をし、令和8年4月1日以降に同バンクの登録物件を購入した方のうち、次の(1)または(2)に該当する方

- (1) 若者世代（申請日の属する年度の4月1日時点で39歳以下の方）
※昭和61年4月2日以降に生まれた方
- (2) 岩手県外からの移住者

交付要件

- (1) 購入した空き家に奨励金の交付を受けた日から5年以上、継続して居住する意思がある方であること。
 - (2) 大船渡市税を滞納していないこと。
 - (3) 売買契約の相手方が、3親等以内の親族でないこと。
 - (4) 過去にこの奨励金の交付を受けていないこと。
 - (5) 岩手県外からの移住者については、売買契約締結後に岩手県外から移住した方であること。
 - (6) その他奨励金の交付が不相当であると市長が認める方でないこと。
- ※ ただし、購入した空き家が土砂災害特別警戒区域内にある場合は交付対象外となります。

交付額

◆ 奨励金：30万円

※ 空き家の取得価格が30万円未満の場合は、取得価格に相当する額（1万円未満切捨て）

◆ 子育て世帯加算：20万円 …18歳未満の子（※）と同居する方が申請する場合に適用

※ 18歳未満の子とは

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方（申請日時点で胎児である方、大船渡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に基づくファミリーシップの関係にある方を含みます。）

留意事項

- ◆ 受付期間 令和8年4月21日(火)～12月25日(金)まで
- ◆ 予算がなくなり次第、受付を終了します。
- ◆ 大船渡市空き家バンク活用奨励金との併用はできません。

お問い合わせ・お申し込み

大船渡市役所 住宅管理課 空家等対策係（本庁舎3階） TEL：0192-27-3111（内線324）
【大船渡市ホームページ】<https://www.city.ofunato.iwate.jp/archive/contents-33767>